

## 倉敷市エコアクション21推進補助金交付要綱

### (目的等)

第1条 この要綱は、エコアクション21の登録の更新を受ける事業者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することにより、環境配慮型経営の普及促進を図り、もって本市の環境保全を推進し、環境にやさしいまちづくりを実現することを目的とする。

2 補助金の交付に関しては、倉敷市補助金等交付規則（昭和43年倉敷市規則第30号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (用語の定義)

第2条 この要綱において、エコアクション21とは、一般財団法人持続性推進機構が、環境省が策定した「エコアクション21ガイドライン」に基づき環境への取組を適切に実施する事業者を認証し登録する制度をいう。

### (補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件の全てを満たす事業者とする。ただし、過去にこの要綱に基づき、本市から補助金の交付を受けた者を除く。

- (1) 市内に本社があり、市内の事業所におけるエコアクション21の登録の更新の手続が完了していること。
- (2) 市税の滞納がないこと。
- (3) 代表者又は役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者に該当しないこと。

### (補助対象経費)

第4条 この補助金の交付対象となる経費は、補助対象者がエコアクション21の登録の更新に要した経費のうち、次に掲げる経費とする。ただし、市内外に立地する事業所を包含して登録を受けている場合において、市内に立地する事業所に係る更新登録料の額が明確でないときは、各事業所の従業者数の割合により按分して計算した額とする。

- (1) 審査登録機関に支払った更新登録料
- (2) 審査人に支払った審査料並びに交通費及び宿泊費

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める経費

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内の額で10万円を限度とする額とする。

この場合において、その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、登録の更新を受けた日が属する年度の末日（当該日が閉庁日の場合は、当該日前において最も近い開庁日とする。）までに、所定の交付申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 所定の企業概要書

(2) エコアクション21の登録の更新を証明する書類の写し

(3) 補助対象経費の支出を証明する書類の写し

(4) 市税の完納証明書

(5) 所定の誓約書

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付の決定等)

第7条 市長は、前条の交付申請書の提出があったときは、これを審査し、補助金の交付の適否を決定し、所定の通知書により通知するものとする。

(補助金の交付等)

第8条 前条の規定により交付決定を受けた者は、速やかに市長に所定の請求書により補助金の交付の請求をし、市長は、これに基づき補助金を支払うものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年9月1日から施行し、同日以後にエコアクション21の登録の更新を受けた事業者に係る補助金について適用する。